

伊 勢 市 公 報

第 247 号
平成 28 年 2 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 都市計画学校の変更について	2
○ 道路の供用開始について	3
○ 市議会定例会の招集について	4
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	5
○ 教育委員会会議の招集について	6
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	7
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	8
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	9
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	10
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	13
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	14
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	15
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	16
公 告	
○ 伊勢都市計画の変更に係る案の縦覧について	17
○ 農用地利用集積計画について	19
○ 都市公園の供用開始について	20
○ 公示送達	21
○ 公示送達	22
○ 公示送達	25
○ 公示送達	26

伊勢市告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年2月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校

12 伊勢宮川中学校

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 21 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 2 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
楠部 37 号線	楠部町字下村地内から 楠部町字下村地内まで	平成 28 年 2 月 8 日
楠部 38 号線	楠部町字尾崎地内から 楠部町字小村地内まで	平成 28 年 2 月 8 日

伊勢市告示第 22 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 28 年 2 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 28 年 2 月 22 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成28年2月5日

伊勢市教育委員会
委員長 中西康裕

記

- 1 日時 平成28年2月8日（月）午後7時30分
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
発議第1号 伊勢市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成28年2月12日

伊勢市教育委員会
委員長 中西康裕

記

- 1 日時 平成28年2月19日（金）午後7時00分
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第2号 平成28年度教育関係予算について
 - 議案第3号 平成27年度教育関係補正予算（第6号）について
 - 議案第4号 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第1号

平成28年3月1日現在で調製の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条
第1項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成28年2月2日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 3月3日（木）から7日（月）までの5日間
(公職選挙法第23条)

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成28年2月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
※休日は、本庁舎1階守衛室

(参考)

縦覧期間 3月3日（木）から同月7日（月）までの5日間
（公職選挙法施行令第23条の11）

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定による、公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記のとおり定めます。

平成28年2月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 1 公表の方法 | 伊勢市公告式条例による |
| 2 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日 |
| 3 公表の時期 | 平成28年2月 |

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

平成28年2月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 平成27年1月1日

至 平成27年12月31日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	(株)スクエア三重事業所	e-モニター(三重県が行なう電子アンケート回答者)の募集案内送付のため	H27.2.3	全地区 610人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項
2	朝日新聞東京本社	政治・選挙に関する世論調査	H27.2.10	浜郷第2投票区 10人	東京都中央区築地5-3-2	第28条の3第1項
3	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H27.2.17	大世古3・4丁目 50人 通町 50人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
4	読売新聞東京本社	政治・選挙に関する世論調査	H27.5.21	大湊投票区 30人	東京都千代田区大手町1-7-1	第28条の3第1項
5	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H27.6.16	河崎3丁目 50人 船江3丁目 50人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
6	(株)安全警備	三重県が実施する「一般廃棄物実態調査」対象者抽出	H27.6.22	全地区 500人	三重県伊賀市西明寺622-5	第28条の3第1項
7	(株)百五経済研究所	三重県が実施する「男女共同参画に関する県民意識と生活基盤調査」対象者抽出	H27.6.25	全地区 360人	三重県津市船頭町津興1695-7	第28条の3第1項
8	(株)コミュニケーションサービス	「みえの子ども・家庭白書2015」作成のための調査対象者抽出	H27.7.9	全地区 216人	三重県津市栄町2-420	第28条の3第1項
9	(社)共同通信社	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出	H27.9.11	神社投票区 12人	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の3第1項
10	(株)スクエア三重事業所	「防災に関する県民意識調査」アンケート依頼者抽出	H27.9.14 H27.9.15	全地区 353人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
11	(社)新情報センター	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」対象者抽出	H27.10.6	小木町 50人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
12	(株)スクエア三重事業所	e-モニター(三重県が行なう電子アンケート回答者)の募集案内送付のため	H27.10.22	全地区 594人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項
13	(株)スクエア三重事業所	「第5回みえ県民意識調査」アンケート依頼者抽出	H27.10.23	全地区 719人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項
14	(株)スクエア三重事業所	「里親に関する県民意識調査」アンケート依頼者抽出	H27.12.8 H27.12.9	全地区 216人	三重県津市島崎町137-48	第28条の3第1項

伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成28年2月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
390	甲陽商事株式会社	多気郡多気町土羽 1117番地	平成28年1月26日

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成28年2月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
391	渥美水道	伊勢市前山町261番地	平成28年2月2日

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成28年2月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
366	有限会社 平濱	三重郡川越町大字当 新田 324 番地 1	平成 28 年 2 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 5 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 28 年 2 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 28 年 2 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 28 年 3 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
浦口 3 丁目及び勢田町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第8号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成28年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画特定用途制限地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課
二見総合支所地域振興課
小俣総合支所地域振興課
御園総合支所地域振興課
伊勢市立伊勢図書館
- 4 縦覧期間
自 平成28年2月1日（月）
至 平成28年2月15日（月）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 2 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 10 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 28 年 2 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (m ²)
前山中之尾公園	伊勢市前山町 1415 番 3、1415 番 4、 1416 番 6、1417 番 1 及び 1417 番 3	177.49

供用開始の期日 平成 28 年 2 月 1 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 11 号

公 示 送 達

次の者の平成 27 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 2 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 12 号

公 示 送 達

下記の者の平成 27 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 2 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略

14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略
28	省略	省略
29	省略	省略
30	省略	省略
31	省略	省略
32	省略	省略
33	省略	省略
34	省略	省略
35	省略	省略
36	省略	省略
37	省略	省略
38	省略	省略
39	省略	省略
40	省略	省略
41	省略	省略
42	省略	省略
43	省略	省略
44	省略	省略
45	省略	省略
46	省略	省略

47	省略	省略
48	省略	省略
49	省略	省略
50	省略	省略
51	省略	省略
52	省略	省略
53	省略	省略
54	省略	省略
55	省略	省略
56	省略	省略
57	省略	省略
58	省略	省略
59	省略	省略
60	省略	省略
61	省略	省略
62	省略	省略
64	省略	省略
65	省略	省略

伊勢市公告第 13 号

公 示 送 達

次の者の平成 27 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 2 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 14 号

公 示 送 達

下記の者の平成 27 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 2 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略